第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、28年末現在、44道府県労委である。 28年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は334件で、このうち27年から 繰越されたものは24件、新規に係属したものは310件であった(第46表参照)。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は 310 件で、27 年に比べ 40 件の減少となった。過去 5 年の推移は、24 年 335 件、25 年 325 件、26 年 358 件、27 年 350 件となっている(図 5 参照)。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が 301 件・97.1% (27 年 347 件・99.1%)、使用者からの申請が 9 件・2.9% (同 3 件・0.9%)、労使双方からの申請 が 0 件・0 % (同 0 件・0 %) であった (第 47 表参照)。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取 26 件・8.4% (27 年 30 件・8.6%) が最も多く、以下、北海道 22 件・7.1% (同 24 件・6.9%)、新潟 17 件・5.5% (同 18 件・5.1%)、愛知 16 件・5.2% (同 13 件・3.7%)、徳島 15 件・4.8% (同 13 件・3.7%)が続いている (第 46 表参照)。

第 46 表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(畄位・佐)

					- 2			<u>i</u>)	単位:件
	175	□ /4.	M4.	あ	っ せ	h //h	McL.	-	
都道府県 区分	係	属件	数		終	結 件	数		次期
労委	前期	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	繰越
北海道	1	22	23	8	6	7	0	21	
青 森	0	2	2	1	1	0	0	2	
岩 手	1	4	5	0	4	1	0	5	
宮城	1	11	12	8	2	1	0	11	
秋田	0	6	6	0	4	0	0	4	
<u>山 形</u> 福 島	0	6 10	6 10	1 3	5 1	0 1	0	6 5	
茨城	1	7	8	3	4	0	0	7	
栃木	1	5	6	0	5	0	0	5	•••••
群馬	0	9	9	1	6	1	0	8	•
埼 玉	2	12	14	4	8	0	0	12	
千 葉	1	8	9	3	4	2	0	9	
東京	_	_	_	-	_	_	_	_	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	1	17	18	6	10	2	0	18	
山梨	0	3	3	3	0	0	0	3	***************************************
長 野 静 岡	0	8 14	8 15	5 8	2 6	0 1	0	7 15	
富山	0	6	6	3	1	1	0	15 5	
石川	0	5	5	3	1	0	0	4	***************************************
福 井	0	1	1	0	1	0	0	1	***************************************
岐阜	0	5	5	0	4	1	0	5	
爱 知 三 重	2	16	18	4	11	0	0	15	
三 重	0	3	3	1	2	0	0	3	
滋賀	0	7	7	4	2	0	0	6	
京都	1	9	10	7	2	1	0	10	
大 阪	2	0	2	1	1	0	0	2	
<u> </u>				-	-	-	_	-	
奈 良	0	4	4 1	2	2	0	0	4 1	***************************************
和歌山 鳥 取	1	1 26	27	1 12	7	~~~~~	1	21	
島根	1	<u></u> 5	6	3	2	1 1	0	6	••••••
岡山	2	2	4	0	3	1	0	4	
広島	1	11	12	4	7	0	0	11	•••••
μп	0	5	5	2	2	1	0	5	•••••
徳 島	0	15	15	13	1	1	0	15	
香 川	0	2	2	1	0	0	0	1	
愛 媛	1	3	4	2	2	0	0	4	
<u> </u>	0	10	10	3	5	1	0	9	
福 岡	0	2	2 5	2	0	0	0	2	
佐 賀	1	4 5		1	3 3	1	0	5 5	•••••
長 崎 熊 本	0		5 8	2		0	0		
大分	0	<u>o</u>	<u>o</u>	4 0	4 1	0	0	8 1	
宮崎	0	3	3	1	2	0	0	3	**************
	1	3	4	2	0	2	0	4	***************
沖縄	1	6	7	3	3	1	0	7	
	24	310	334	133	140	29	1	303	
総計(注2)		510	551	43.9%	46.2%	9.6%	0.3%	100%	
	96	250	976						
27年(注2)	26	350	376	144	150	35	23	352	:
				40.9%	42.6%	9.9%	6.5%	100%	

(注) 1 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、 次の制度がある。

東京都 : 都によるあっせんを実施。

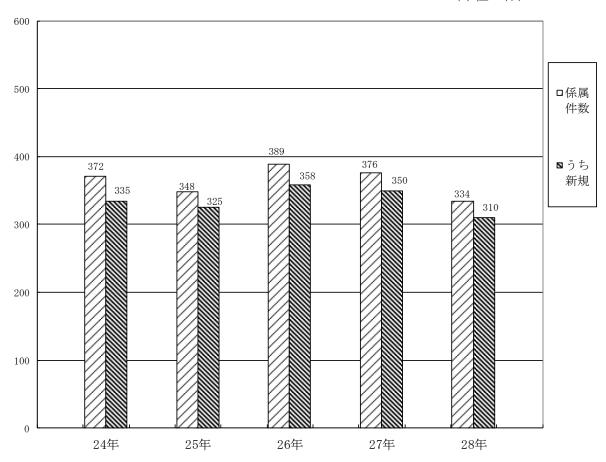
兵庫県 : 労使相談センターによるあっせんを実施。 福岡県 : 県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの

制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

(単位:件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計(14年は42労委、15年以降44労委)。

第47表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位:件)

開始事由年	労働者申請		使用者	申請	労使双江	方申請	計		
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%	
25年	319	98.2%	6	1.8%	0	0.0%	325	100%	
26年	349	97.5%	9	2.5%	0	0.0%	358	100%	
27年	347	99.1%	3	0.9%	0	0.0%	350	100%	
28年	301	97.1%	9	2.9%	0	0.0%	310	100%	

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0%(27年1件・1.5%)、10人以上49人以下は5件・8.2%(同4件・6.0%)、50人以上99人以下は5件・8.2%(同5件・7.5%)、100人以上299人以下は12件・19.7%(同13件・19.4%)、300人以上499人以下は10件・16.4%(同5件・7.5%)、500人以上は29件・47.5%(同39件・58.2%)であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は50件・21.4%(同56件・20.4%)、10人以上49人以下は87件・37.2%(同92件・33.5%)、50人以上99人以下は19件・8.1%(同32件・11.6%)、100人以上299人以下は36件・15.4%(同46件・16.7%)、300人以上499人以下は5件・2.1%(同13件・4.7%)、500人以上は37件・15.8%(同36件・13.1%)であった(第48表参照)。

第48表 当事者である事業主の状況

(単位:件)

							\	单位:针/
		9人以下	10人以上	50人以上	100人以上	300人以上	500 / C/ F	合計
		3八四十	49人以下	99人以下	299人以下	499人以下	300八以上	
	組合あり	0	5	5	12	10	29	61
	和 口 (2) り	(1)	(4)	(5)	(13)	(5)	(39)	(67)
28年	ψπ Λ <i>3</i> ς τ	50	87	19	36	5	37	234
(27年)	組合なし	(56)	(92)	(32)	(46)	(13)	(36)	(275)
	合計	50	92	24	48	15	66	295
	口百日	(57)	(96)	(37)	(59)	(18)	(75)	(342)

⁽注) 件数は終結件数である。27年は10件、28年は8件が不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が 182 件・60. 1% (27 年 196 件・55. 8%)、パート・アルバイトが 58 件・19. 1% (同 66 件・18. 8%)、契約社員が 39 件・12. 9% (同 51 件・14. 5%)、派遣労働者が 13 件・4. 3% (同 11 件・3. 1%)、その他が 11 件・3. 6% (同 27 件・7. 7%) となっている (第 49-1 表、図 6 参照)。

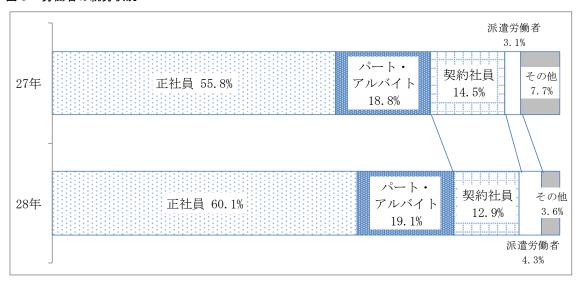
第 49-1 表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

(単位:件)

就労状況	正	社員	パーアル	'	契約	契約社員 派遣労働者 その		派遣労働者 その		その他		ŀ
27年	196	55. 8%	66	18. 8%	51	14. 5%	11	3. 1%	27	7. 7%	351	100%
28年	182	60. 1%	58	19. 1%	39	12. 9%	13	4. 3%	11	3. 6%	303	100%

- (注) 1. 件数は終結件数である。
 - 2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。
 - 3. 27年は1件が不明。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、「正社員」、「パート・アルバイト」、「契約社員」及び「その他」で「経営又は人事」が、「派遣労働者」では「職場の人間関係」が最も多く、次いで、いずれの就労状況でも「賃金等」が多くなっている(第 49-2 表参照)。

第 49-2 表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位:項目)

事項就労状況	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の)人間関係	そ	その他		合計	
正社員	125	38.2%	38.2%		40	12.2%	61	18.7%	20	6.1%	327	100%	
止社貝	123	(1)	51	(2)	40	(4)	01	(3)	20	(5)	321	100 /6	
パート・ アルバイト	38	40.9%	19	20.4%	16	17.2%	14	15.1%	6	6.5%	93	100%	
アルバイト	30	(1)	פּו	(2)	10	(3)	14	(4)	0	(5)	93	100 /6	
契約社員	31	52.5%	11	18.6%	6	10.2%	10	16.9%	1	1.7%	59	100%	
关机任具	31	(1)		(2)	0	(4)	10	(3)	-	(5)		100%	
派遣労働者	5	25.0%	5	25.0%	2	10.0%	7	35.0%	1	5.0%	20	100%	
/// // // // // // // // // // // // //		(2)		(2)		(4)	,	(1)	'	(5)	20	100 /6	
その他	5	29.4%	4	23.5%	3	17.6%	4	23.5%	1	5.9%	17	100%	
てり他		(1)	4	(2)	3	(4)	4	(2)	ı	(5)	17	100%	

- (注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
 - 2. 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 310 件に係るあっせんの内容別事項数 549 件 (27 年 538 件) のうち、「経営又は人事」が 207 件・37.7% (同 249 件・46.3%)、「賃金等」が 131 件・23.9% (同 135 件・25.1%)、「職場の人間関係」が 101 件・18.4% (同 74 件・13.8%)、「労働条件等」が 76 件・13.8% (同 44 件・8.2%)、「その他」が 34 件・6.2% (同 36 件・6.7%) となっている。

27年と比べると、「労働条件等」は32件、「職場の人間関係」は27件それぞれ増加し、「経営又は人事」は42件、「賃金等」は4件、「その他」は2件それぞれ減少した(第50表参照)。

第50表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位:項目、件)

		文は 、事	賃	金等	労働	条件等		場の]関係	そ	の他	合	計	新規係属 事件数
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335
25年	220	47.0%	100	21.4%	38	8.1%	68	14.5%	42	9.0%	468	100%	325
26年	214	42.3%	142	28.1%	44	8.7%	74	14.6%	32	6.3%	506	100%	358
27年	249	46.3%	135	25.1%	44	8.2%	74	13.8%	36	6.7%	538	100%	350
28年	207	37.7%	131	23.9%	76	13.8%	101	18.4%	34	6.2%	549	100%	310

⁽注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 303 件のうち、あっせん員の指名がされた 263 件 (27 年 316 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 221 件・84.0% (同 247 件・78.2%)、委員及び事務局職員が 24 件・9.1% (同 45 件・14.2%) などとなっている (第 46 表及び第 51 表参照)。

第51表 あっせん員の構成

(単位:件)

ſ			委員						委員+非委員					非 委 員					
	一		一 * # * 公益委員		- 41	委員及び事務局職員					事	務局		- //	î	合計			
		三:	者構成	_	のみ	7	の他			うち 三	、委員 者構成	7	の他	職員		その他			
	27年	247	78.2%	2	0.6%	0	0.0%	45	14.2%	30	9.5%	4	1.3%	0	0.0%	18	5.7%	316	100%
Ī	28年	221	84.0%	1	0.4%	1	0.4%	24	9.1%	21	8.0%	5	1.9%	0	0.0%	11	4.2%	263	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

28 年は 27 年からの繰越 24 件を含む 334 件 (27 年 376 件) の係属事件のうち、303 件 (同 352 件) が終結し、31 件 (同 24 件) が 29 年に繰り越された。終結した 303 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの (「あっせんあり」) は 179 件 (同 198

件)、同意しなかったもの (「あっせんなし」) は 124 件 (同 154 件) であった (第 46 表、 チャート β 参照)。

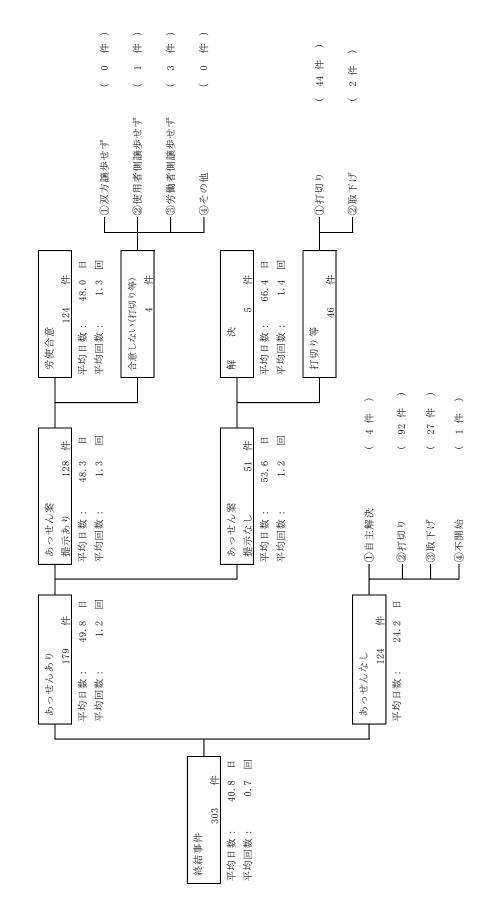
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件 179 件(27 年 198 件)のうち、あっせん案の提示があった 128 件(同 139 件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が 124 件(同 135 件)、労使合意しなかったもの(打切り等)が 4 件(同 4 件)であった。労使合意しなかった 4 件の内訳は「労働者側譲歩せず」が 3 件、「使用者側譲歩せず」が 1 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 51 件の内訳をみると、打切りが 44 件、解決が 5 件、取下げが 2 件となっている(チャート β 参照)。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 124 件 (27 年 154 件) の内訳をみると、打切りが 92 件 (同 91 件) と最も多く、以下、取下げ 27 件 (同 34 件)、自主解決 4 件 (同 6 件)、不開始 1 件 (同 23 件) となっている (チャート β 参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下げ及び不開始を除く終結件数

(4) 解決状況

28年に終結した事件 303件 (27年 352件) のうち、取下げ・不開始を除く 273件 (同 294件) の終結状況は、解決 133件 (同 144件)、打切り 140件 (同 150件) で、その解決率は 48.7% (同 49.0%) であった (第 52表参照)。

第52表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率の推移

(単位:件)

		終	}	絽	Ė	1	‡		#π \h. 		
	解決		打切		取下		不開	開始	IIIIII.	†	解決率
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%
25年	132	41.6%	118	37.2%	26	8.2%	41	12.9%	317	100%	52.8%
26年	157	43.3%	135	37.2%	45	12.4%	26	7.2%	363	100%	53.8%
27年	144	40.9%	150	42.6%	35	9.9%	23	6.5%	352	100%	49.0%
28年	133	43.9%	140	46.2%	29	9.6%	1	0.3%	303	100%	48.7%

⁽注)解決率 (%) =解決件数:取下・不開始を除く終結件数×100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く 273 件 (27 年 294 件) の平均処理日数は 40.8 日 (同 40.6 日) であった (第 53 表参照)。

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)~終結日で計算している。

第53表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数の推移

(単位:日)

	24年	25年	26年	27年	28年
平均処理日数	33.6	37.8	48.4	40.6	40.8